

令和8年陸別町議会第3回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和8年5月8日 午前10時00分		議長	久保広幸	
	閉会	令和8年5月8日 午前10時27分		議長	久保広幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷郁司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	渡辺三義		工藤哲男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	本田学				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	今村保広		総務課長	丹崎秀幸	
	町民課長	本間希		総務課主幹	工藤康孝	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名						
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第31号	工事請負契約の締結について
4	議案第32号	町税条例の一部を改正する条例
5	議案第33号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和8年陸別町議会第3回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 4月24日、第2回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和8年陸別町議会第3回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に町長から提出のありました議案は、工事請負契約の締結について1件、条例の一部改正2件の計3件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定いたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第31号工事請負契約の締結について

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第31号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第31号工事請負契約の締結についてですが、令和8年4月22日執行の入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第31号について説明いたします。

議案第31号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負を契約する。

契約の目的、陸別地区簡易水道市街地地区配水管布設替工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、5,152万4,000円。

契約の相手方、石橋・松浦経常建設共同企業体。代表者、足寄郡陸別町字陸別基線31番地。株式会社石橋建設代表取締役、石橋堂裕であります。

5者指名しまして、4月22日に入札を実施しております。予定価格については4,756万円、こちらは税抜きでございます。落札率につきましては98.5%であります。工期につきましては、本日議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令和8年11月30日となっております。

以上で、説明を終わりますので、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第32号町税条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第32号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第32号町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） それでは、議案第32号町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は2ページからとなります。

説明に入る前に、議案に訂正がございます。口頭で訂正箇所を申し上げますので、議案集5ページをお開きください。訂正箇所は2か所となります。

1か所目です。5ページの上から6行目になります。文の始まりが「14、法附則第15条」から始まる行で、中ほどから「町の条例で定める割合は、」となっております。割合の後の「、」を削除願います。

次に、2か所目でございます。今訂正された箇所から9行下、上から15行目となります。「内に」から始まる行です。「内に、次に掲げる次項を」の「次項」に文字の間違いがございました。次項の次の文字を、正しくは事務の「事」に修正をお願いいたします。

おわびを申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

このたびの条例改正につきましては、地方税法及び関係法令の改正により、大きく三つの点について改正しようとするものであります。

1点目は個人町民税関係、2点目は固定資産税関係、3点目は軽自動車関係となります。内容につきましては、議案説明資料で順に説明いたします。

資料ナンバーの1-1を御覧ください。

町税条例の一部を改正する条例。改正の概要であります。

1点目、個人町民税関係であります。

(1) 特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う所得割の課税標準の改正であります。

条例の改正箇所は、条例第16条となります。

令和8年4月1日施行となります。

改正内容につきましては、地方税法の改正により、納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株主保有割合が3%以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当金等、これを「特定大口株主配当等」と申し上げますが、この支払時に、町道民税を特別徴収する、天引きするという仕組みへ変更されました。このことから町税条例につきましても所要の改正を行う内容となっております。

次に、(2) 番目です。復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う寄附金税額控除における特例控除額の改正であります。

条例改正箇所は、条例第23条、条例附則第7条の4、第9条の2となります。

施行日は、令和10年1月1日であります。

内容につきましては、令和9年分所得税から復興特別所得税が引下げとなります。これとともに課税期間が令和29年分まで10年間延長されます。引下げた相当分につきまし

ては、防衛特別所得税が新たに創設されまして、令和9年分所得税から課税されることとなります。この課税に伴いまして、地方税法において、都道府県、市町村または特別区に対する寄附金のうち、総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金に関する特例控除額の加算割合について改正されました。この改正内容を反映させるために、このたびの条例改正となります。

続きまして、(3) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正であります。

改正箇所は、条例第26条、第27条の2、第27条の3となります。

施行日につきましては、令和9年1月1日。

内容につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者を加える規定を整理し、これに伴う条文の項ずれを修正するものです。

続きまして、(4) 特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長であります。

改正箇所は、条例附則第6条。

施行日は、令和9年1月1日であります。

内容につきましては、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきまして、租税特別措置法第41条の17の改正によりまして、適用期限が延長されたことに伴う改正であります。現行の条例が平成30年から令和9年度までとなっているものを平成30年以降とし、適用期限を設けない内容となっております。

続きまして、(5) 個人の町民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長等であります。

改正箇所は、条例附則第7条の3、第7条の3の2となります。

施行日につきましては、令和9年1月1日。

内容につきましては、個人の町民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限を5年間延長するとともに、法改正に合せた規定の削除を行っております。

続きまして、1枚めくっていただいて、資料ナンバー2を御覧ください。

(6) 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間延長であります。

改正箇所は、条例附則第8条となります。

令和8年4月1日施行となります。

肉牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、現行の令和9年度までの適用期限を3年間延長して、令和12年度までとするものです。

続きまして、(7) 法律改正に合せた規定の整備であります。

改正箇所は、条例附則第16条の3から第20条の3までとなります。

施行日は、令和8年4月1日となります。

地方税法、附則第5条の4の規定の削除に伴いまして、町税条例についても所要の整備を行うものであります。

次に、2点目、固定資産税関係となります。

(1) 固定資産税の免税点の改正であります。

改正箇所は、条例第52条。

施行日は、令和9年4月1日となります。

今回の改正で、家屋について20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に免税点が引上げとなります。ちなみに、土地については、現行の30万円から変更はございません。

次に、(2) わが町特例に係る特例割合の見直し等であります。

改正箇所は、条例附則第10条の2。

施行日は、令和8年4月1日となります。

改正内容につきましては、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置が新設されたことに伴い、根拠条文の項ずれの修正と参酌基準に合わせた特例割合の修正となります。

詳細につきましては、資料1-3、1-4に、わが町特例に係る新旧対照表の右の欄になります。備考欄に、改正内容を整理しておりますので後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、(3) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等でございます。

改正箇所は、条例附則第10条の3。

施行日は、令和8年4月1日となります。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等について、法令改正に合わせて条文の項ずれを修正するものであります。

続きまして、3点目の軽自動車関係となります。

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

改正箇所は、条例第7条、第9条、第68条から第78条まで、条例附則第15条の2から第16条の2まで。

施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

令和8年3月31日をもちまして、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、軽自動車税環境性能割に関する規定の削除及び「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に文言を修正するものであります。

1枚めくっていただきまして、議案資料ナンバーの2-1から2-29までは新旧対照表となりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、議案集にお戻りください。

2ページから改正内容と、7ページからの附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第 3 2 号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 3 2 号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 3 号陸別町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第 5 議案第 3 3 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 3 3 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） それでは、議案第 3 3 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は 1 1 ページからとなります。

改正の内容につきましては、議案説明書で御説明いたします。資料ナンバー 3 - 1 をお開きください。

このたびの条例改正につきましては、地方税法の改正によるものと、地方税法施行令の改正によるものとなります。

それでは、順に御説明いたします。

1、地方税法の一部改正による改正。

子ども・子育て支援法が国により制定されまして、子ども・子育て支援納付金が創設されました。これに伴いまして、子ども・子育て納付金に係る地方税法が改正され、今年度から賦課徴収するために、国民健康保険税条例についても条文及び文言の追加等の改正を行うものであります。

子ども・子育て支援納付金につきましては、資料の表にまとめておりますので御覧ください。

一番左の賦課項目に、一番下になるのですが、子ども・子育て支援納付金が追加されております。

内容につきましては、所得割が0.29%、均等割が1,000円、18歳以上被保険者均等割が100円、均等割が、特定世帯が500円、特定継続世帯が750円、それ以外の世帯が1,000円という税率になっております。

続きまして、資料ナンバー3-2を御覧ください。

2、地方税施行令の一部改正による改正であります。

①課税限度額の改正であります。

改正箇所は、条例第2条となります。

改正内容につきましては、比較表として整理しておりますので御覧ください。

基礎課税分、一番上段の医療分が、令和7年度が66万円から、今回の改正で、令和8年度、1万円増の67万円となっております。また、その下の段、子ども・子育て支援納付金分については3万円が限度額となります。

次に、②番目、軽減判定所得基準の改正となります。

改正箇所は、条例第23条となります。

今回の改正は、5割軽減と2割軽減に係る軽減判定所得基準が見直されたものであります。

表を御覧ください。5割軽減の欄で、算定式中、令和7年度30万5,000円が令和8年度は31万円となっております。その下段、2割軽減につきましては、令和7年度56万円が令和8年度は57万円となっております。

次に、3、その他の改正です。

国民健康保険税の前納制度の創設であります。今回の前納制度につきましては、厚生労働省から通知によりまして、条例改正の例が示されたことにより創設されるものです。

改正箇所は、条例第12条、第12条の2となります。

内容につきましては、その年の1月1日時点で国内に住所を有していない者が陸別町に転入して国民健康保険に加入した場合に、1年分の国保税を前倒しで納付していただくと

いうものであります。

次のページ、資料ナンバー４－１から４－１３までは新旧対照表となりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、議案集の１４ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま御説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略させていただきます。

附則を読み上げます。

施行期日。１、この条例は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

適用区分。２、この条例による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第３３号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第３３号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和８年陸別町議会第３回臨時会を閉会します。

閉会 午前１０時２７分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員